

# 福生市農業委員会委員候補者推薦及び募集要項

福生市農業委員会は平成29年7月20日に新制度へ移行し、農地等の利用の最適化の推進等の業務を行っています。

つきましては、令和8年7月20日から新たな農業委員会委員の任期を迎えるに当たり、次のとおり農業委員を募集します。

## 1 推薦及び募集の対象

農業委員会委員候補者

## 2 推薦及び募集の期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）まで

## 3 推薦及び応募の資格

推薦を受け、又は応募できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方

## 4 推薦又は応募の方法

該当する推薦書又は応募申込書に所要事項を記入し、提出してください。

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出先 〒197-8501 福生市本町18番地  
もくせい会館1階 福生市生活環境部シティセールス推進課
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで ※土日祝日を除く。
- (4) その他
  - ア メール及びFAXによる提出は、受け付けません。
  - イ 提出された推薦書及び応募申込書は、返却しませんので御了承ください。

## 5 提出物

農業者3人により推薦する場合	<input type="radio"/> 別記様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	<input type="radio"/> 別記様式第2号 <input type="radio"/> 法人又は団体の定款、規約等
応募する場合	<input type="radio"/> 別記様式第3号

※ 認定農業者等の該当状況について、証明可能な書類（認定農業者証等の写し）の提出をお願いします。

## 6 候補者の選考（福生市農業委員会委員被推薦者等評価委員会）

推薦を受け、又は応募した方を対象に評価委員会を設け、候補者の選考を行います。必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 7 選考結果の通知

評価委員会による意見に基づき選考します。結果は、評価委員会の決定後に本人宛てに郵送通知します。

## 8 個人情報の取扱い及び公表について

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護及び管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

ただし、次の事項については、法令に基づきホームページで推薦及び募集の期間の中間及び終了後に公表いたします。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名並びに構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由

## 9 募集人数

7人

## 10 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年

## 11 職務

農地転用、農地の無断転用の防止、解消などの農地法（昭和27年法律第229号）等に基づき農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積及び集約化、耕作放棄地の防止及び解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回程度の開催となります。

また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

さらに、農業委員には担当地区が割り当てられ、担当地区における農地の無断転用の防止、解消などを図るための調査等が主な職務となります。

## 12 身分及び報酬額

- (1) 身分…非常勤の特別職の職員
- (2) 報酬額…福生市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定による額

## 13 推薦及び応募の問合せ先

〒197-8501 福生市本町18番地

もくせい会館1階 福生市生活環境部シティセールス推進課

電話 042（551）1699

FAX 042（553）7500

## 1 農業委員会とは

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき市町村に設置された行政委員会です。

## 2 農業委員会の業務とは

農業委員会等に関する法律第6条で規定する所掌事務を処理します。

（農業委員会等に関する法律第6条抜粋）

第6条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

（1） 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項

（2） 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項

2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行う。

3 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

（1） 法人化その他農業経営の合理化に関する事項

（2） 農業一般に関する調査及び情報の提供

4 前2項の規定は、第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令（条例を含む。）の規定に基づく権限の行使を妨げない。

## 3 福生市農業委員会における主な業務

（1） 農業委員会総会…月1回程度、農地法等に基づく転用届出をはじめとする協議（その他協議会）

（2） 現地調査…農地法に基づく転用届等における現地確認（事務局の依頼に基づき地区担当委員が随時）

- (3) 農地パトロール…農地が適正に肥培管理されているかの現地調査（年1回実施）
- (4) 生産緑地買取申出に伴う主たる農業従事者の耕作事実等確認
- (5) 関係農業団体（一般社団法人東京都農業会議等）における研修及び会議出席
- (6) その他農業振興に関する事項（農業委員会主催研修事業等）

4 農業委員の報酬（令和8年2月1日現在）

委員 月額 42,000円

5 農業委員会事務局の設置

〒197-8501 福生市本町18番地

福生市農業委員会事務局（福生市生活環境部シティセールス推進課内）